

保護者のみなさまへ

「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」の提出をお願いします

「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」が制定され、平成26年度から、学校給食費は各学校の管理から大阪市の予算として取り扱うことになります。

これに伴い、給食費のお支払方法の確認や、返金が生じた場合の手続き等に必要、別紙の「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」のご提出をお願いします。なお、別紙の3点目の同意事項については、万一、学校給食費を滞納された場合にのみ必要な調査を行うもので、納付いただいている方に対して調査を行うことはございません。また、調査により大阪市が提供を受けた情報は、滞納されている学校給食費の回収業務以外の目的には使用いたしません。

お手数をおかけし、おそれ入りますが、必要事項をご記入・押印のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

- ◆口座振替を選択された方は、「大阪市学校給食費口座振替依頼書」と併せて学校へご提出をお願いします。なお、口座振替依頼書を既にご提出済みの方は、「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」のみ学校へご提出をお願いします。
- ◆納付書を選択された方は、「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」のみ学校へご提出をお願いします。
- ◆全員喫食による学校給食を実施される学年については、すべての方のご提出をお願いします。
- ◆選択制による学校給食を実施される学年については、給食を選択もしくは、選択する可能性のある方のみ、ご提出をお願いします。（ただし、「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」の提出をもって給食を申し込むものではありません。給食の申込については、別途お知らせします。）

大阪市教育委員会事務局
教務部 学校保健担当
06-6208-9158
学校経営管理センター 学務担当
06-6575-5284

学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書

- 1 私は、本書末尾記載の幼児・児童・生徒に、「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」第2条の規定に基づく学校給食を利用させることとし、同条例第4条に基づき学校給食費を次の方法により納付します。
(次のいずれかの支払方法にチェックをしてください。)

☐ 預貯金口座からの口座振替 ※できるだけ口座振替にご協力をお願いします。

☐ 納付書による金融機関での納付

- 2 私は、年度末等の精算時に給食費の還付が生じた場合、大阪市との間での還付請求、返納等の手続きを在籍校の校長に委任します。

- 3 私は、万一、学校給食費を滞納した場合、私に関する市税等の課税・滞納状況・口座振替状況、金融機関における取引状況、及び勤務先等における給与支払状況などについて、給食費の滞納の解消のため、大阪市の担当部署が大阪市区関係部署、他官庁及び金融機関に対しその保有する情報の提供を求め、これらの機関が保有情報を大阪市の担当部署に対し開示すること及び大阪市の担当部署において開示を受けた情報を利用することに同意します。

～ 注 意 事 項 ～

- ① 幼児・児童・生徒1人につき1枚ご提出ください。
- ② 口座振替を希望する方は、預金口座振替依頼書を添えて学校へ提出してください。
- ③ 支払方法のいずれにもチェックがない場合、または、「預貯金口座からの口座振替」にチェックはあるが、預金口座振替依頼書の提出がない場合は、「納付書による金融機関での納付」の扱いとなります。
なお、上記の内容で本書を提出された場合でも、後日、預金口座振替依頼書の提出があれば、口座振替を希望されたものとします。
- ④ 還付が生じた場合の返納先は、給食費の支払方法で、口座振替を希望された方は給食費振替口座に、納付書での納付を希望された方は、学校での現金受領となります。
- ⑤ 支払方法の変更を希望される場合は、学校へ申し出てください。
- ⑥ アレルギー等の事情がある方は、別途学校へ申し出てください。
(減額が適用される場合があります。)
- ⑦ 給食費の未納のないようにお願いします。
未納が生じた場合は、法的措置を講ずる場合があります。
また、納期限を超えた場合は、本市条例に定める延滞金が発生します。
- ⑧ この「学校給食にかかる確認書兼委任状・同意書」は、末尾記載の幼児・児童・生徒が大阪市立の小・中・特別支援学校に在籍する限り有効とします。

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

上記記載事項について確認・委任・同意しました。

住所

保護者名	印
(生年月日 年 月 日)	

保護者名	印
(生年月日 年 月 日)	

幼児・児童・生徒名

電話番号